

大阪市告示第464号

平成25年大阪市告示第462号（会計管理者の権限に属する事務の一部の出納員への委任）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
会計管理者の権限に属する事務の一部の出納員への委任 〔表 別紙2 挿入〕	会計管理者の権限に属する事務の一部の出納員への委任 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

(会計室会計企画担当)

[表 別紙1]

出納員となるべき職		出納員の分掌事務
副首都推進局	総務担当課長	(1) 所管歳入金に係る大阪市会計規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務 (3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務 (4) 所管占有動産に係る管理事務 (5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務 (6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
市政改革室	行政改革担当課長	
デジタル統括室	総務担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務 (3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務

		<p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
総務局	行政部総務課長	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p> <p>(7) 訴訟関係供託基金に係る現金収納事務</p>
	人事部管理課長	<p>(1) 所管事務（職員の給与及び退職料並びに児童手当、臨時的任用職員の給与、非常勤の職員の報酬及び費用弁償並びに臨時職員の賃金に係るものに限る。次号において同じ。）に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p>

		(2) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
都市交通局	総務担当課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務
政策企画室	秘書部秘書課長	
	東京事務所副所長	(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務
経済戦略局	企画総務部総務課長	(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務
	中央卸売市場南港市場長	(4) 所管占有動産に係る管理事務 (5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務 (6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
万博推進局	総務部総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務

		<p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
I R 推進局	企画課長	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
市民局	総務部総務担当課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号</p>

		<p>及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品(基金に属する動産を含む。)に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
<p>財政局</p>	<p>財務部総務担当課長</p> <hr/> <p>財務部財源課長</p>	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品(基金に属する動産を含む。)に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>

	<p>税務部管理課長</p>	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	<p>船場法人市税事務所収納対策担当課長</p>	<p>(1) 市税の還付及び還付加算金並びに所管歳入歳出外現金に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(2) 市税の還付及び還付加算金並びに所管歳入歳出外現金に係る同規則第49条、及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
<p>契約管財局</p>	<p>契約部総務担当課長</p>	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定</p>

大阪都市計画局	計画推進室参事	<p>による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
計画調整局	企画振興部総務担当課長	
福祉局	総務部経理・企画課長	
	弘済院管理課長	
健康局	総務部経理課長	
こども青少年局	企画部経理課長	
環境局	総務部総務課長	
都市整備局	総務部経理担当課長	
建設局	総務部経理課長	
大阪港湾局	総務部経営改革課長	
会計室	会計企画担当課長	
消防局	総務部総務課長	
教育委員会事務局	総務部総務課長	
	中央図書館総務担当課長	
	総合教育センター管理担当課長	

<p>学校運営支援センター事務管理担当課長</p>	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p> <p>(7) 学校において管理する物品の出納保管事務</p>
<p>学校運営支援センター学務担当課長</p>	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 特命による事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(3) 特命による事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
<p>学校運営支援センター給与・システム担当課長</p>	<p>(1) 教職員の給与に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(2) 教職員の給与に係る同規則第49条、第53</p>

		<p>条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p> <p>(3) 特命による事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(4) 特命による事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
行政委員会事務局	<p>総務部総務課長</p> <p>選挙部選挙課長</p>	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
市会事務局	総務担当課長	
危機管理室	危機管理課長	

[表 別紙2]

出納員となるべき職		出納員の分掌事務
副首都推進局	総務担当課長	(1) 所管歳入金に係る大阪市会計規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務 (3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務 (4) 所管占有動産に係る管理事務 (5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務 (6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
市政改革室	行政改革担当課長	
デジタル統括室	総務担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務 (3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務

		<p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
総務局	行政部総務課長	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p> <p>(7) 訴訟関係供託基金に係る現金収納事務</p>
	人事部管理課長	<p>(1) 所管事務（職員の給与及び退職料並びに児童手当、臨時的任用職員の給与、非常勤の職員の報酬及び費用弁償並びに臨時職員の賃金に係るものに限る。次号において同じ。）に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p>

		(2) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
都市交通局	総務担当課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務
政策企画室	秘書部秘書課長 東京事務所副所長	
経済戦略局	企画総務部総務課長	(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務 (4) 所管占有動産に係る管理事務 (5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務 (6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	中央卸売市場南港市場長	
万博推進局	総務部総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務

		<p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
I R 推進局	企画課長	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
市民局	総務部総務担当課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号</p>

		<p>及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品(基金に属する動産を含む。)に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
<p>財政局</p>	<p>財務部総務担当課長</p>	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品(基金に属する動産を含む。)に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	<p>財務部財源課長</p>	

	<p>税務部管理課長</p>	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	<p>船場法人市税事務所収納対策担当課長</p>	<p>(1) 市税の還付及び還付加算金並びに所管歳入歳出外現金に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(2) 市税の還付及び還付加算金並びに所管歳入歳出外現金に係る同規則第49条、及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
<p>契約管財局</p>	<p>契約部総務担当課長</p>	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定</p>

大阪都市計画局	計画推進室参事	<p>による現金保管事務</p> <p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
計画調整局	企画振興部総務担当課長	
福祉局	総務部経理・企画課長	
	弘済院管理課長	
健康局	総務部経理課長	
こども青少年局	企画部経理課長	
環境局	総務部総務課長	
都市整備局	総務部経理担当課長	
建設局	総務部経理課長	
大阪港湾局	総務部経理課長	
会計室	会計企画担当課長	
消防局	総務部総務課長	
教育委員会事務局	総務部総務課長	
	中央図書館総務担当課長	
	総合教育センター管理担当課長	
	学校運営支援センター事務管理担当課長	
		(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務

	<p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p> <p>(7) 学校において管理する物品の出納保管事務</p>
<p>学校運営支援センター学務担当課長</p>	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 特命による事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(3) 特命による事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
<p>学校運営支援センター給与・システム担当課長</p>	<p>(1) 教職員の給与に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(2) 教職員の給与に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>

		<p>(3) 特命による事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(4) 特命による事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
行政委員会事務局	総務部総務課長	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p>
	選挙部選挙課長	
市会事務局	総務担当課長	
危機管理室	危機管理課長	<p>(2) 所管歳入金に係る同規則第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務</p> <p>(3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務</p> <p>(4) 所管占有動産に係る管理事務</p> <p>(5) 所管事務に係る同規則第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務</p> <p>(6) 所管事務に係る同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>